

写

24消安第6116号
平成25年3月25日

別記 肥料関係団体の代表者 殿
別記 輸入業者の代表者 殿
都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

石灰窒素中のメラミンの暫定許容値の設定について

肥料及び農薬として使用される石灰窒素のうち、石灰窒素粉状品に水等を加えて造粒する粒状製品（以下「石灰窒素水和造粒品」という。）については、造粒過程でメラミンが生成され、ほ場に施用した場合に農作物の一部にメラミンが吸収されることがあることが平成23年4月確認されました。

これを受け、農林水産省においては、石灰窒素水和造粒品由来のメラミンがコーデックス委員会の定めた最大基準値（以下「最大基準値」という。）を超える濃度で農作物に残留する可能性を考慮して、「メラミンを含む石灰窒素（水和造粒品）の当面の取扱いについて（平成23年4月15日付け23消安第524号消費・安全局農産安全管理課長通知）」を発出し、輸入肥料及び農薬の取扱業者に対し、石灰窒素水和造粒品の自主回収及び出荷自粛をお願いしたところです。

今般、農林水産省においてメラミンの農作物への吸収、土壌中での減少率等について調査・試験を実施した結果、メラミンを吸収しやすい農作物・土壌条件等であっても、石灰窒素中のメラミン濃度を一定以下に抑えれば農作物中のメラミン濃度は最大基準値を超えないことが判明しました。

このことを踏まえ、石灰窒素中に含まれることが許容されるメラミン濃度の暫定的な最大値（以下「暫定許容値」という。）を下記のとおり設定します。

なお、これに伴い、出荷自粛は解除することとし、今後は、立入検査等により製造・流通に関して監視・指導を行っていくこととします。

については、これらのことを御理解いただくとともに、今後、暫定許容値を超えるメラミン濃度の石灰窒素が製造・流通・販売されることのないよう関係者へ周知・御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

さらに、農業者に対しては、暫定許容値を超えるメラミン濃度の石灰窒素を施用することのないよう、貴都道府県より注意喚起いただけますようお願いいたします。

なお、肥料関係団体・業者には別途通知したので申し添えます。

記

1 石灰窒素中のメラミン濃度の暫定許容値の設定

石灰窒素中のメラミン濃度については、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）」において石灰窒素及び石灰窒素を原料とする肥料に関しメラミン濃度の制限事項を定めるまでの間は、暫定許容値を0.4%とする。

暫定許容値の設定根拠

調査・試験の結果を基に、石灰窒素水和造粒品を、

- ・農作物の生育上の限界量266 kg/10a（農薬としての施用基準は200 kg/10a）を長期間（17年以上）連用
- ・残留しやすい土壌・温度等の条件下で施用
- ・メラミンを最も吸収しやすい農作物の土壌に施用
- ・鶏ふん堆肥等由来のメラミンが残留（0.1 kg/10a/年）することを加味したとしても、農作物中のメラミン濃度が最大基準値（2.5 mg/kg）を超えない範囲に収まる水準として算出した。

2 石灰窒素中のメラミンの分析法

石灰窒素中のメラミン濃度の暫定許容値への適合性を判断するための検査の方法については、「肥料等試験法」（別添）の8.1.bに定める参考法を暫定的に適用することとする。

【参考資料】

- 1 「メラミンを含む石灰窒素（水和造粒品）の当面の取扱いについて」（平成23年4月15日付け23消安第524号消費・安全局農産安全管理課長通知）
- 2 メラミンの基準及び安全性評価について